

京都市告示第152号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和8年6月1日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地
速見たばこ店
京都市山科区東野門口町13-1 山科ハイツ158
- 2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類
定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る）
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和8年6月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した日
令和8年6月1日

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)